

日頃からの備え

- 土砂災害警戒区域等が、自宅や勤め先、よく利用する場所の近くにはないかを確認しておきましょう
- 避難所までの複数の避難経路を確認して、マップに記入しましょう
- 家族が離ればなれになっているときの集合場所や、連絡方法を決めておきましょう
- 避難時の持ち出し品を準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう
- 防災訓練や避難訓練に参加しましょう



わが家の防災メモ

近くの避難所 1

近くの避難所 2

家族の集合場所

災害時の連絡先

その他の連絡先

家族・親戚の連絡先

名前	血液型	電話番号	会社名・学校名	会社・学校の連絡先
	型			
	型			
	型			
	型			
	型			

令和4年7月発行
世田谷区危機管理部災害対策課
TEL : 03-5432-2262
FAX : 03-5432-3014

世田谷区

土砂災害 ハザードマップ

土砂災害ハザードマップについて

土砂災害防止法に基づき、東京都により世田谷区内の一部地域が土砂災害のおそれがある箇所として土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。土砂災害ハザードマップは土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域と避難所を地図上に示したものです。また、区域の概要や関連情報の

入手方法なども掲載しています。

土砂災害などの自然災害に対しては、日頃からの備えがとても重要です。土砂災害ハザードマップをご活用いただき、自宅周辺の地理や避難所の位置を確認し、家族で話し合っておくなど、日頃からの備えをお願いいたします。

指定区域のより詳細な図は以下の方法で閲覧できます。

- 東京都土砂災害警戒区域等マップ

(<https://www2.sabomap.jp/tokyo/>)



- 詳細図が閲覧できる場所

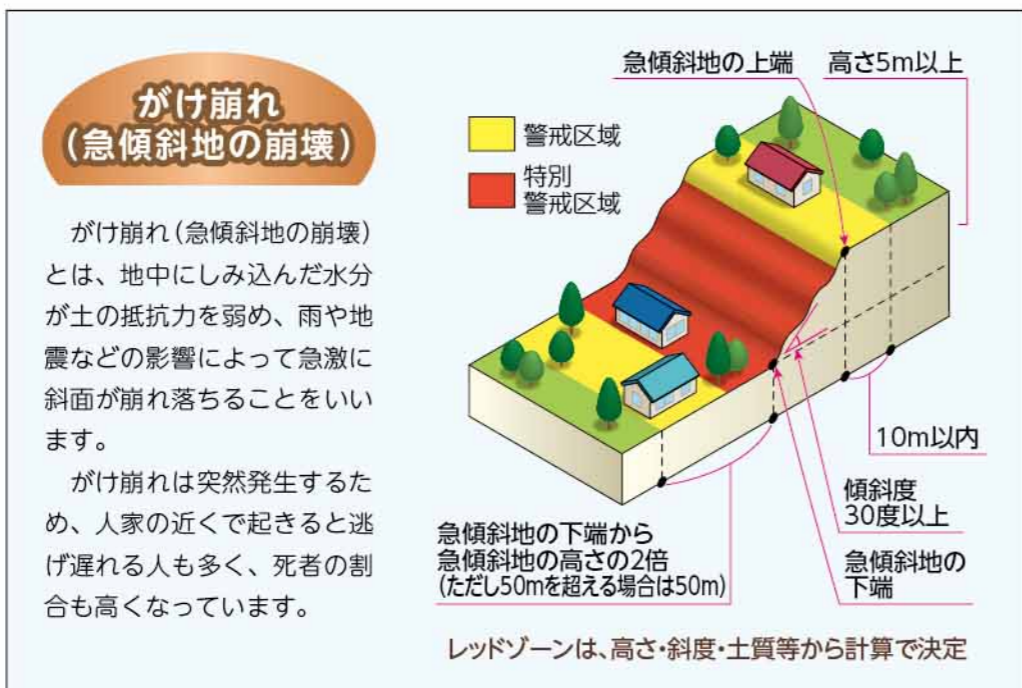
- ・ 東京都建設局河川部計画課（都庁第二本庁舎6階）
- ・ 世田谷区危機管理部災害対策課（世田谷区役所第3庁舎3階）
- ・ 世田谷区防災街づくり担当部防災街づくり課（世田谷区役所二子玉川分庁舎2階）

土砂災害について

土砂災害の種類

土砂災害の種類には、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの三つの現象があります。ほとんどの土砂災害は、台風や大雨、梅雨の時期の長時間の雨、地震によって発生します。大雨や長時間の雨の場合、大量の水分が地中にしみ込み、その量が多いほど斜面の土の抵抗力が弱くなる（地盤が緩む）ことで、災害の発生するおそれが高くなります。

なお、世田谷区内で発生するおそれのある土砂災害は、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）です。



がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）とは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。

がけ崩れは突然発生するため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。

レッドゾーンは、高さ・斜度・土質等から計算で決定

土砂災害防止法とは

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域について住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

◆指定範囲（がけ崩れ（急傾斜地の崩壊））

- ・傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- ・急傾斜地の下端から水平距離が10メートル以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

- ・特定の開発に対し許可が必要になります
- ・居室を有する建築物に対し構造規制が生じます
- ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告がされる場合があります

◆指定範囲（がけ崩れ（急傾斜地の崩壊））

急傾斜地の崩壊に伴う土石などの移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石などの移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

情報の入手

大雨により東京都と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合など、土砂災害の危険が高まった場合に、区から土砂災害警戒区域等に避難情報を発令します。

避難情報について

避難情報には、①「高齢者等避難」②「避難指示」③「緊急安全確保」があります。情報は、テレビ・ラジオ等、区のホームページやツイッター、災害・防犯情報メール、防災行政無線や広報車などで区民の皆さんにお伝えします。それぞれ、下記の内容を目安に行動してください。

避難情報の種類

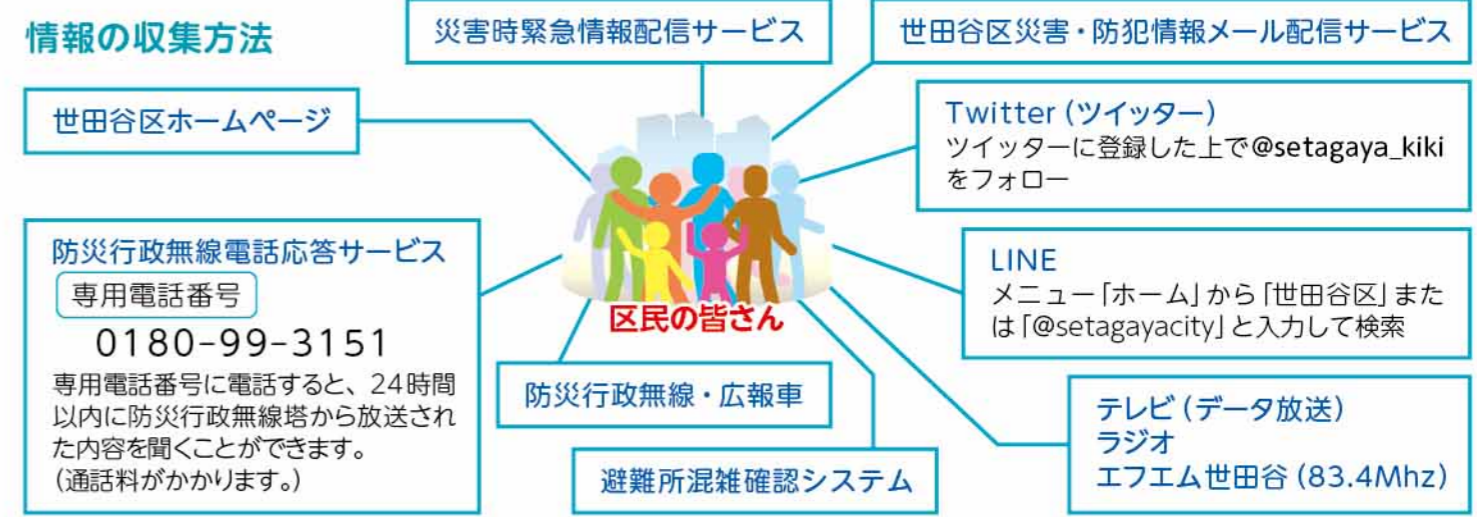
警戒レベル	行動を促す情報	とるべき行動	参考となる情報
警戒レベル5 命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●すでに災害が発生または切迫している状況。 ●命を守るための最善の行動をとる。 	大雨特別警報 等 (警戒レベル5相当情報)
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
警戒レベル4 危険な場所から全員避難	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●対象地域の方は、速やかに避難行動を開始する。 	土砂災害警戒情報 等 (警戒レベル4相当情報)
警戒レベル3 危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等、避難に時間のかかる方は、避難行動を開始する。 ●その他の人は、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら、自主的に避難行動を開始しましょう。 	大雨警報(土砂災害) 等 (警戒レベル3相当情報)
警戒レベル2	大雨注意報等 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動を確認する。 	
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●災害への心構えを高める。 	

避難行動について 避難行動には、「水平避難」と「垂直避難」の2種類があります

水平避難（立ち退き避難） 指定された避難所や、避難所以外の安全な場所、近隣の高い場所等へ移動することです。	垂直避難（屋内安全確保） 建物内の安全な場所に移動し、安全を確保することです。土砂災害では、水平避難が基本となりますが、屋外での移動が危険な場合などは、水平避難自体が危険な場合があります。そのような場合、建物の2階などのより上階に退避してください。
---	--

情報収集方法

土砂災害から身を守るためには、情報収集が大切です。大雨や地震など、周囲の状況が普段と異なるときは、情報を確認しましょう。情報収集方法については、世田谷区ホームページ「災害時の情報収集方法（風水害編）」でも、ご案内しています。



土砂災害時における避難所について

本ハザードマップに記載の避難所は、土砂災害のおそれがある場合に限定して開設する避難所です。(一部の避難所は、多摩川洪水時の水害時避難所を兼ねています。)状況に応じて開設しますので、区からの避難情報などをご確認ください。

また、避難所を利用する以外にも、土砂災害のおそれがない親戚や友人の家に避難したり、宿泊施設に避難するのも避難方法の一つです。ご自身やご家族に合った避難の仕方や避難先を今一度考えてみましょう。

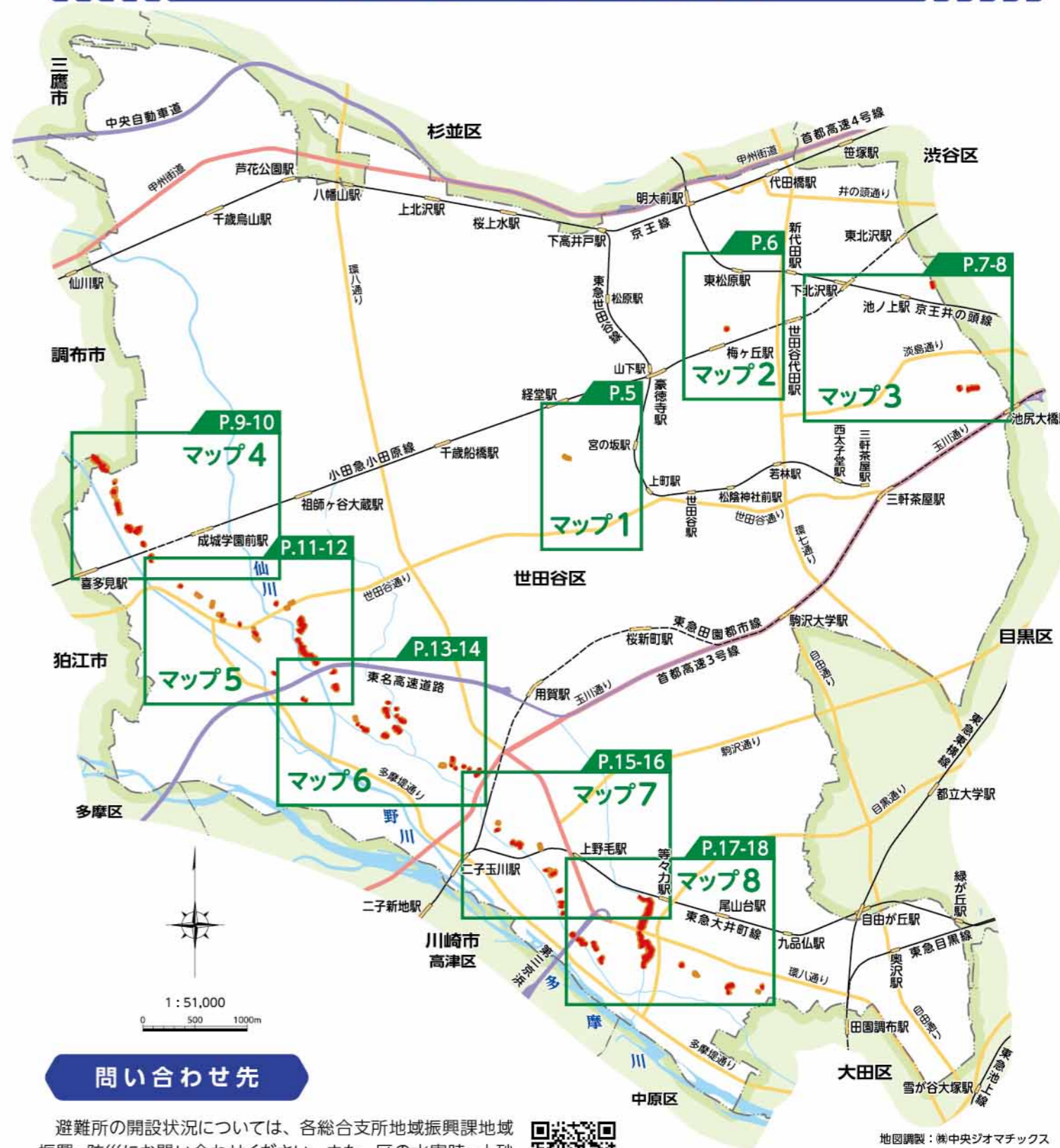
住所索引

この索引では、町丁目別に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の有無を確認できます。

○がついている地域では、指定があることを示しています。具体的な指定地域については各詳細図をご参照ください。

町丁目名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	詳細図	区域番号 (K■■■■) ※表中の3ケタの数字が■■■■に入ります
池尻四丁目	○	○	3	040、041、042
大蔵三丁目	○	○	5	014、015、016、054、055、056
大蔵四丁目	○	○	5、6	016、017、018、019、020
大蔵五丁目	○	○	5	013
大蔵六丁目	○	○	5、6	060、061
岡本一丁目	○	○	6	024、025、066、067、068、069
岡本二丁目	○	○	6	021、022、023、024、025、070
岡本三丁目	○	○	5、6	062、063、064、065
尾山台一丁目	○	○	8	098、099
尾山台二丁目	○	○	8	037、100、101
上野毛二丁目	○	○	7	086、087、088、089、090
上野毛三丁目	○	○	7	083、084、085、086、087
北沢一丁目	○	○	3	039
喜多見六丁目	○	○	5	057、058、059
桜一丁目	○	該当なし	1	043
成城一丁目	○	○	5	050、051、052、053
成城三丁目	○	○	4、5	045、046、047、048、049、050
成城四丁目	○	○	4	001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、012、044、051(調布)、052(調布)
瀬田一丁目	○	○	7	078、079、080、081、082
瀬田四丁目	○	○	6	071、072、073、074、075、076、077
代田四丁目	○	○	2	038
玉川園調布一丁目	○	○	8	099
等々力一丁目	○	○	8	032、033、034、036、096、101
等々力二丁目	○	○	7、8	027、028、029、030
中町一丁目	○	○	7、8	026、027、028、029、030
野毛一丁目	○	○	8	032、033、034、035、036
野毛二丁目	○	○	8	031、092、093、094、095
野毛三丁目	○	○	7、8	090、091
宮坂一丁目	○	該当なし	1	043

索引図(世田谷区全体図)



問い合わせ先

避難所の開設状況については、各総合支所地域振興課地域振興・防災にお問い合わせください。また、区の水害時・土砂災害時避難所混雑確認システムでも、避難所の開設状況や混雑情報(「空いています」「混雑」「満」で表示)をお知らせしています。

- 危機管理部災害対策課
TEL: 03-5432-2262 FAX: 03-5432-3014
- 世田谷総合支所地域振興課地域振興・防災
TEL: 03-5432-2831 FAX: 03-5432-3032
- 北沢総合支所地域振興課地域振興・防災
TEL: 03-5478-8028 FAX: 03-5478-8004

- 玉川総合支所地域振興課地域振興・防災
TEL: 03-3702-1603 FAX: 03-3702-0942
- 砧総合支所地域振興課地域振興・防災
TEL: 03-3482-2169 FAX: 03-3482-1655

この地図の作成にあたっては、国際航業株式会社の承諾を得て、国際航業株式会社に著作権が帰属する白地図データベースを使用しました。

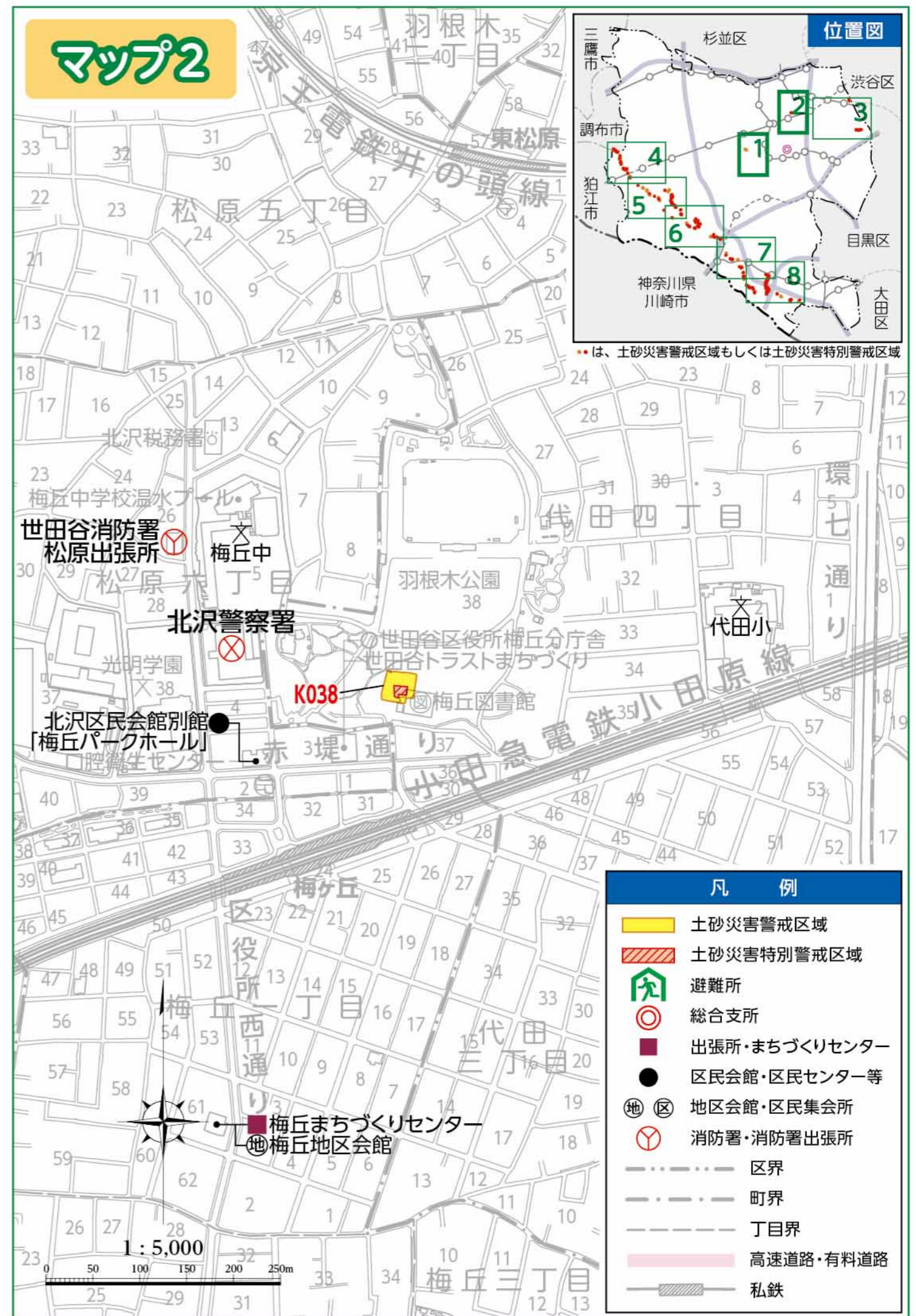
マップ1



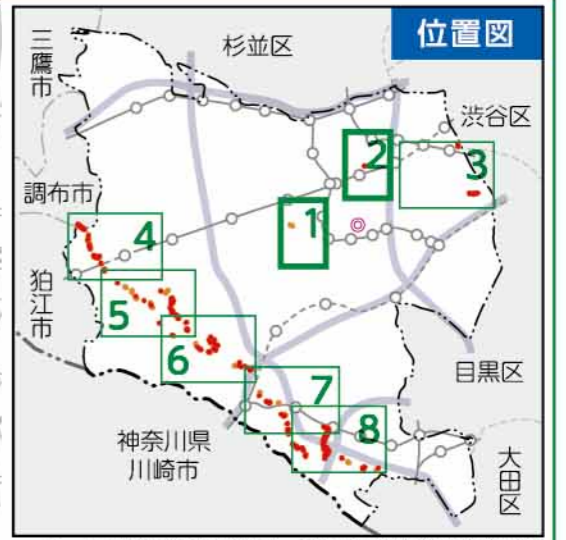
- 凡例**
- 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 人 避難所
 - ◎ 総合支所
 - 出張所・まちづくりセンター
 - 区民会館・区民センター等
 - 地 区 地区会館・区民集会所
 - ⊕ 消防署・消防署出張所
 - 区界
 - - - 町界
 - - - 丁目界
 - 高速道路・有料道路
 - 私鉄

避難所名	所在地
桜木中学校	桜1-48-15

マップ2



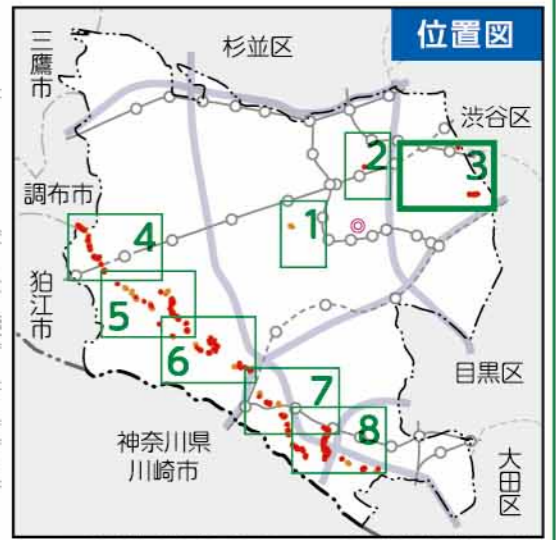
- 凡例**
- 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 人 避難所
 - ◎ 総合支所
 - 出張所・まちづくりセンター
 - 区民会館・区民センター等
 - 地 区 地区会館・区民集会所
 - ⊕ 消防署・消防署出張所
 - 区界
 - - - 町界
 - - - 丁目界
 - 高速道路・有料道路
 - 私鉄



●は、土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域

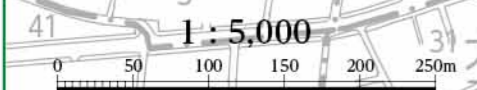


避難所名	所在地
池之上青少年交流センター	代沢2-37-18
池尻区民集会所	池尻3-27-21



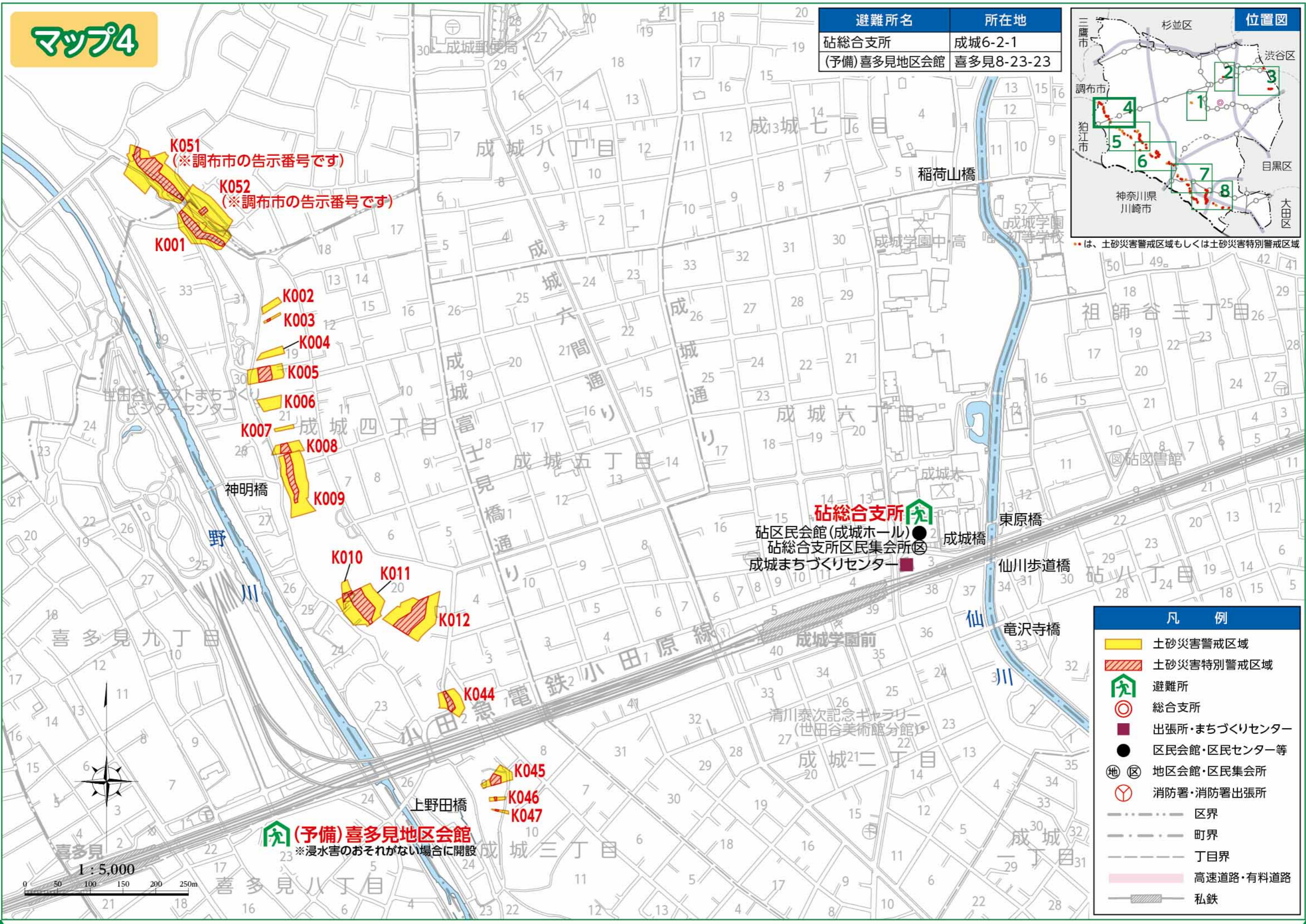
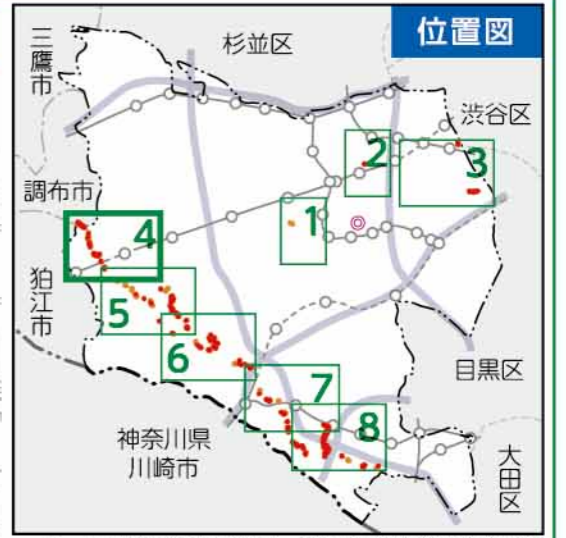
●は、土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域

凡例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	避難所
	総合支所
	出張所・まちづくりセンター
	区民会館・区民センター等
	地区会館・区民集会所
	地区会館・区民集会所
	消防署・消防署出張所
	区界
	町界
	丁目界
	高速道路・有料道路
	私鉄

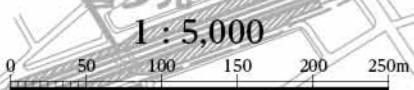


マップ4

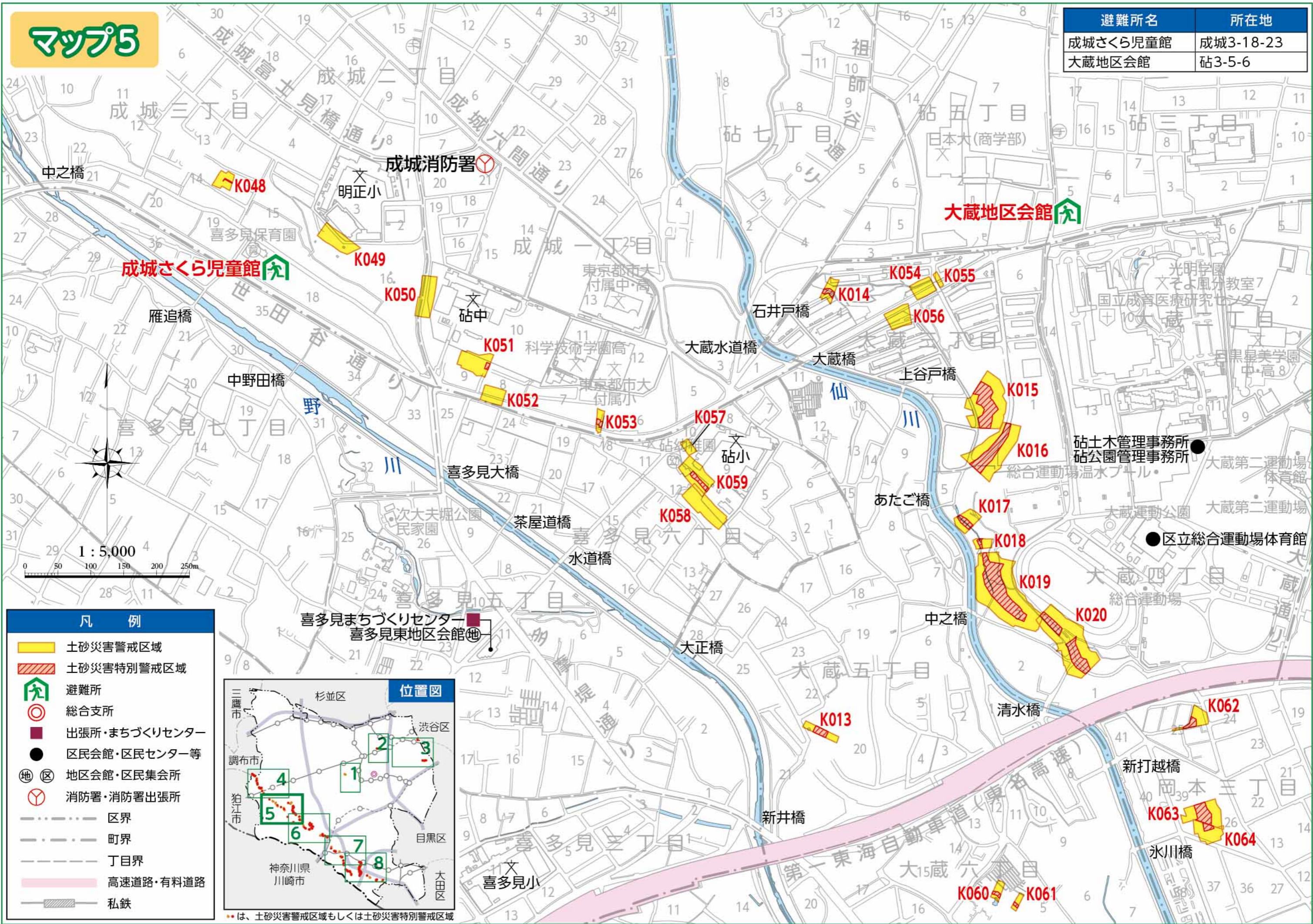
避難所名	所在地
砧総合支所	成城6-2-1
(予備)喜多見地区会館	喜多見8-23-23



凡例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	避難所
	総合支所
	出張所・まちづくりセンター
	区民会館・区民センター等
	地区会館・区民集会所
	消防署・消防署出張所
	区界
	町界
	丁目界
	高速道路・有料道路
	私鉄



避難所名	所在地
成城さくら児童館	成城3-18-23
大蔵地区会館	砧3-5-6

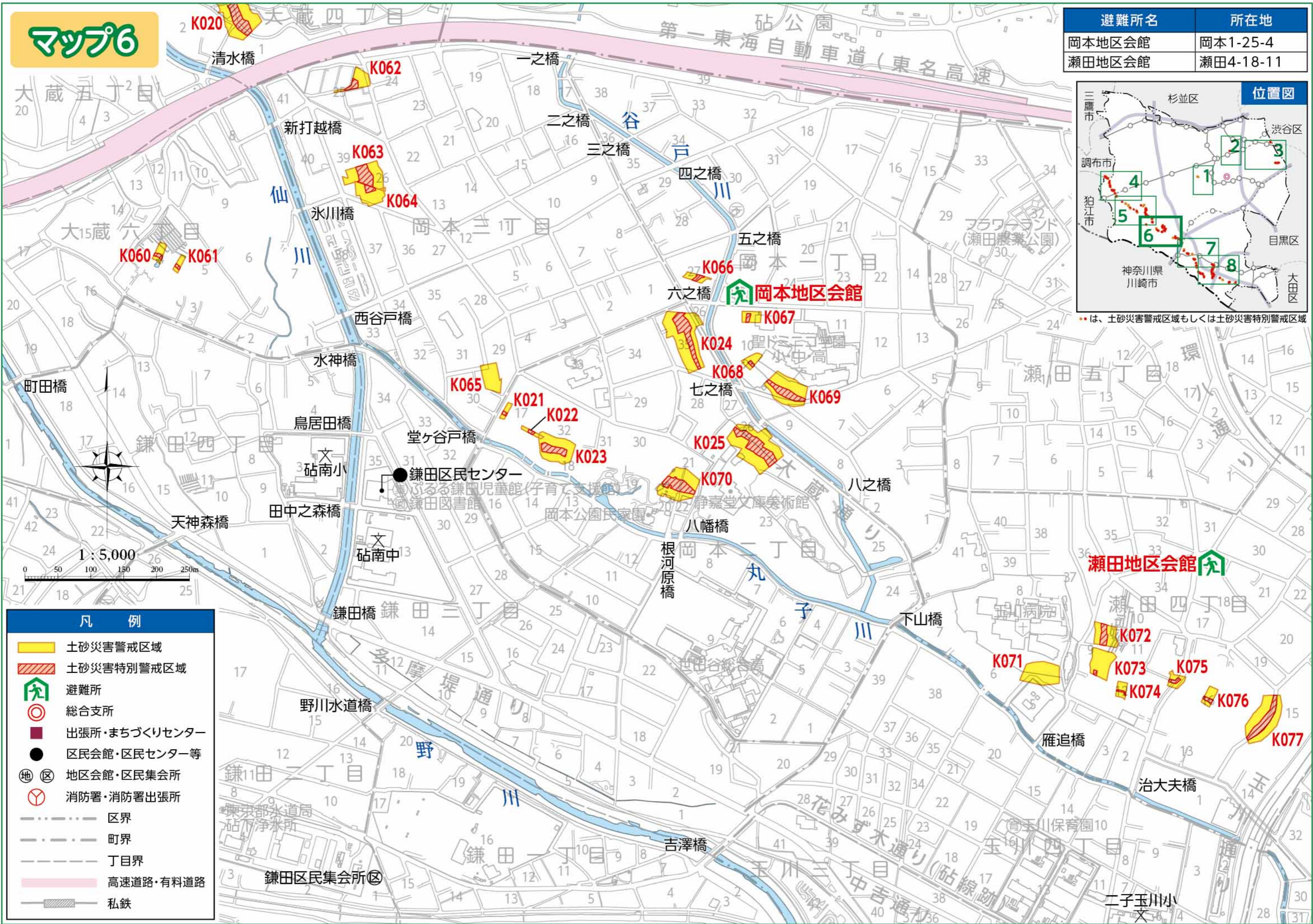


凡例

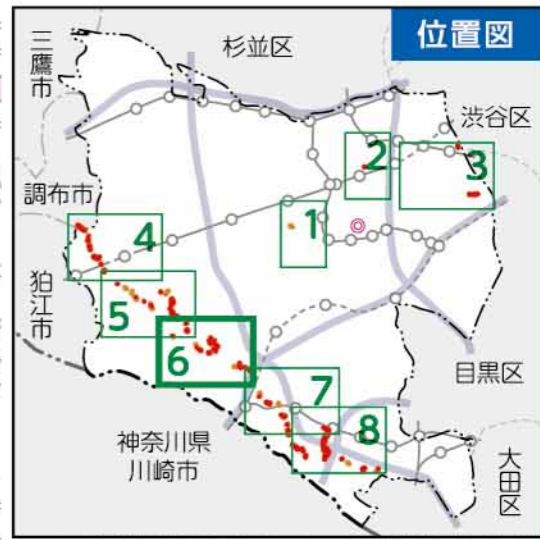
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 🏠 避難所
- ◎ 総合支所
- 出張所・まちづくりセンター
- 区民会館・区民センター等
- Ⓧ 地区会館・区民集会所
- Ⓧ 消防署・消防署出張所
- 区界
- 町界
- 丁目界
- 高速道路・有料道路
- 私鉄



マップ6



避難所名	所在地
岡本地区会館	岡本1-25-4
瀬田地区会館	瀬田4-18-11

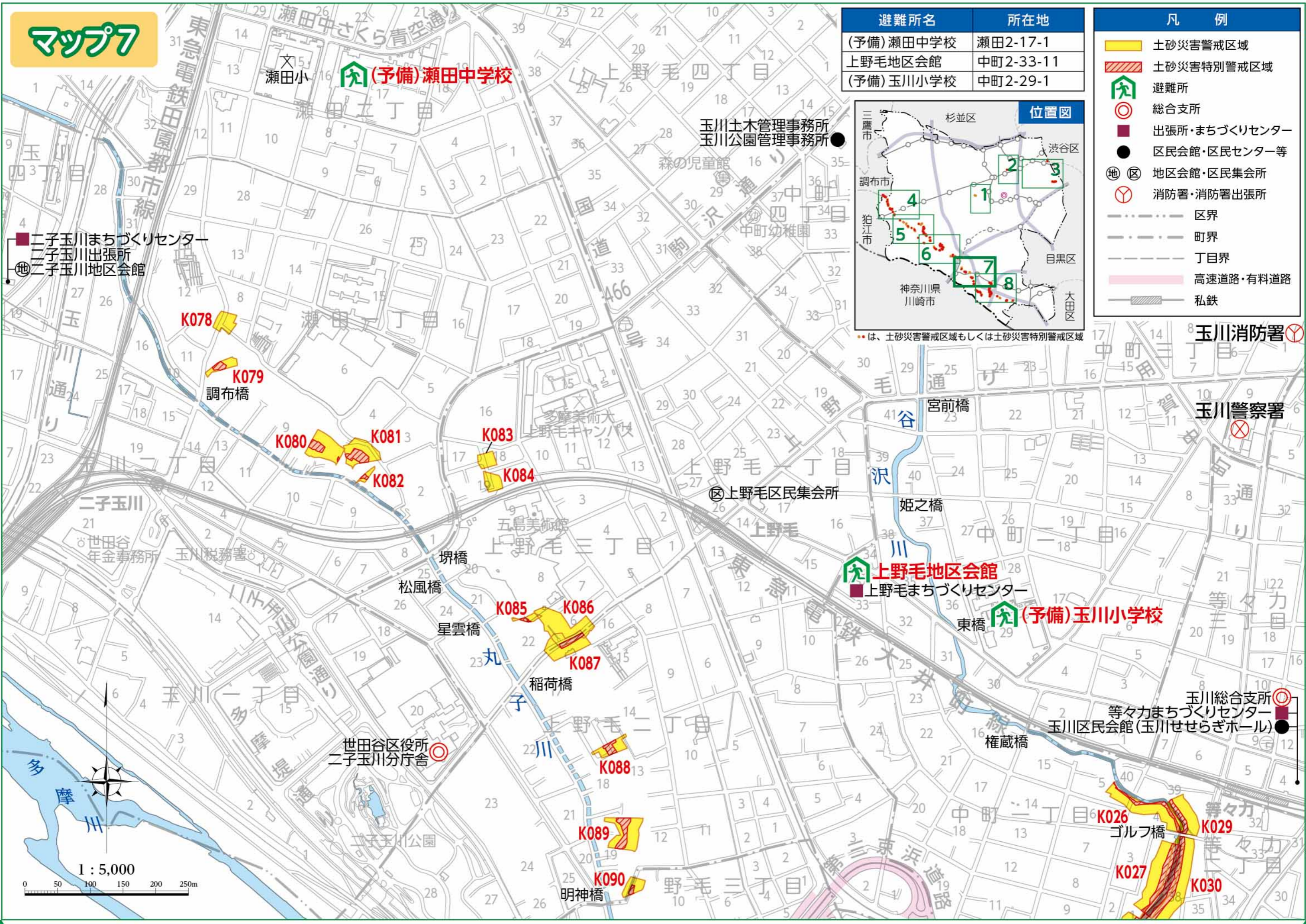


●は、土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域

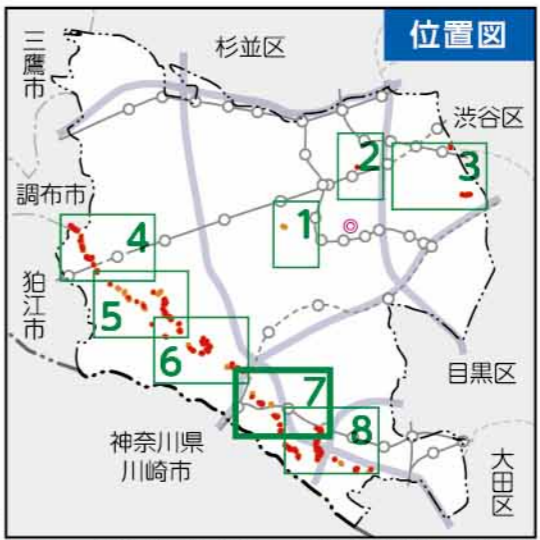


凡 例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	避難所
	総合支所
	出張所・まちづくりセンター
	区民会館・区民センター等
	地区会館・区民集会所
	消防署・消防署出張所
	区界
	町界
	丁目界
	高速道路・有料道路
	私鉄

マップ7



避難所名	所在地
(予備) 瀬田中学校	瀬田2-17-1
上野毛地区会館	中町2-33-11
(予備) 玉川小学校	中町2-29-1



凡例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	避難所
	総合支所
	出張所・まちづくりセンター
	区民会館・区民センター等
	地区会館・区民集会所
	消防署・消防署出張所
	区界
	町界
	丁目界
	高速道路・有料道路
	私鉄

●は、土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域

■ 二子玉川まちづくりセンター
 ■ 二子玉川出張所
 ● 二子玉川地区会館

● 玉川消防署

● 玉川警察署

● 上野毛区民集会所

● 上野毛地区会館

■ 上野毛まちづくりセンター

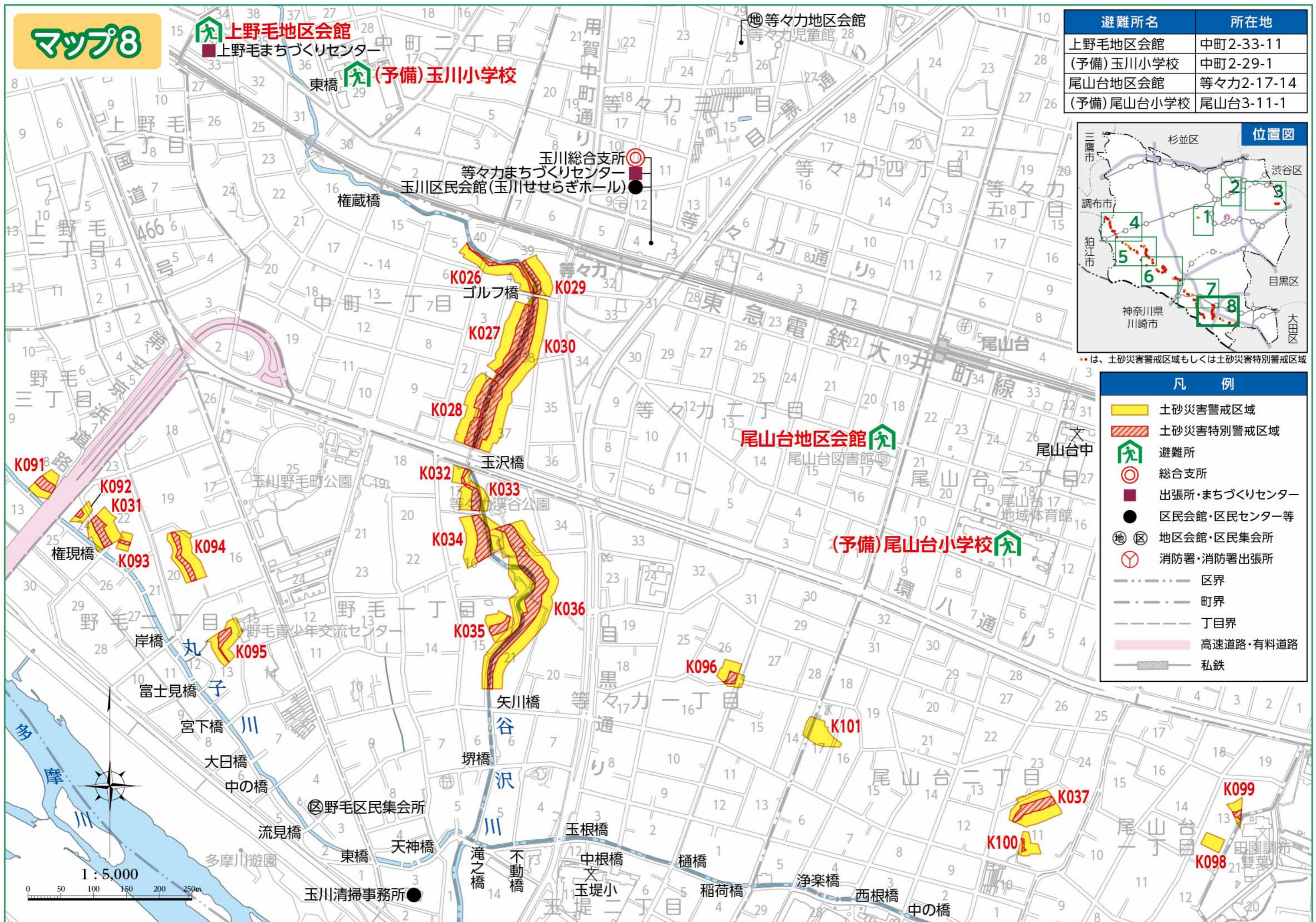
● (予備) 玉川小学校

● 世田谷区役所
 ● 二子玉川分行舎

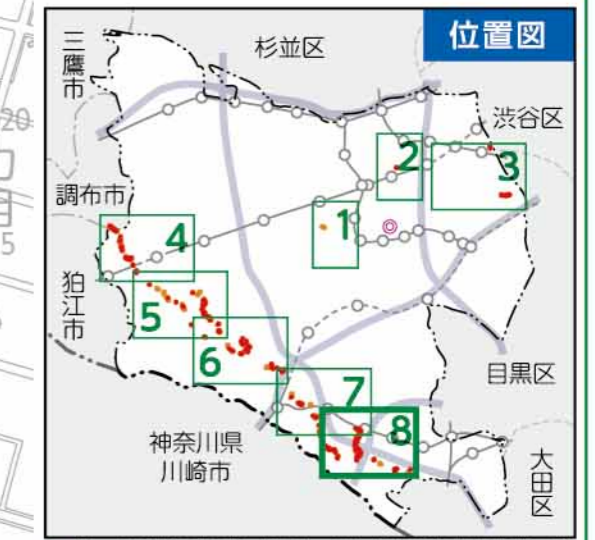
● 玉川総合支所
 ● 等々力まちづくりセンター
 ● 玉川区民会館(玉川せせらぎホール)

1 : 5,000





避難所名	所在地
上野毛地区会館	中町2-33-11
(予備)玉川小学校	中町2-29-1
尾山台地区会館	等々力2-17-14
(予備)尾山台小学校	尾山台3-11-1



●は、土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域

凡例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	避難所
	総合支所
	出張所・まちづくりセンター
	区民会館・区民センター等
	地区会館・区民集会所
	消防署・消防署出張所
	区界
	町界
	丁目界
	高速道路・有料道路
	私鉄